令和5年11月14日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年11月14日
（２）事業者の氏名又は名称	もっこり竹の子観光株式会社（法人番号：1011801014715）　代表者　三瓶　久一
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都葛飾区細田1-12-1 （本社営業所）東京都葛飾区細田1-12-16
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　100日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和5年4月25日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　10点 当該事業者の累積点数　10点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)